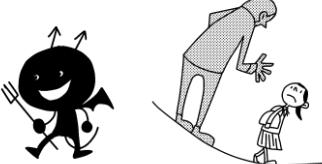


令和7年度 消費生活（後期） 第2回【契約】手引き

設問	教科書・ くらしの豆知識	学習のポイント
1 契約について 1) 契約に関わる問題を理解する 2) あなたが最近行った契約は何でしょうか。 3) 「未成年者契約の取り消し」とは何か。 4) 「契約」について取消ができるか、考えましょう。	教 P.83～ 教 P.86～ くらし P.58～ くらし P.62～ くらし P.66～	私たちは生活の中で意識することなく「契約」を結んで実行に移しています。契約とは何かを学びましょう。 ◎未成年者は法的に契約が成立しないので、親の同意が必要である。同意を得ずに契約された契約は未成年者取消権が適用され、親が契約を取り消すことができる。 ◎クーリング・オフは頭を冷やし冷静に考え直す時間を与え、一定期間であれば申し込みの撤回や契約の解除ができる制度。
★2 「主な販売購入形態別にみた 契約当事者年代割合」から読み 取れること	教 P.89～	販売方法は多様化し、年代によって購入の形に特徴があります。
3 悪質商法の主な勧誘手口と トラブル防止について 	教 P.90～ くらし P.68～	販売方法の多様化などに伴い様々な悪質商法が生まれ社会問題となっている。 非日常な買い物や契約をする時の注意 ① 心を警戒モードに切り替える ② 広告や事業者に魅了されている自分の衝動を抑える ③ 本当に信頼できるのかをしっかり調べる→いろんな人や機関に聞く
4 消費者取引法について 「第3章 特定商取引法」 1) 2) 3)	教 P.94～	消費者苦情の割合が多い販売方法について規制する取引法について学びます。
<p>「特定継続的役務提供」：①エステティックサービス、②学習塾、③家庭教師派遣、 ④ 外国語会話教室、⑤パソコン教室、⑥結婚相手紹介サービス、⑦美容医療等 →ある程度の期間、サービスを提供する取引</p> <p>「業務提供誘引販売取引」：内職やモニターといった一定の業務を提供されることで利益が得られるとして商品や役務（労務やサービス）の契約をさせられること。</p>		
5 クーリング・オフについて	教 P.101～ 1) くらし P.126	クーリング・オフの期間は、契約書面を受け取った日から数えます。
6 賃貸契約のトラブルについて	レポート冊子別資料	賃貸住宅の退去時に、多額の修繕費を請求されたなど、現状回復費用のトラブルが最も多い。

※ 後期第2回レポート提出期限：11月26日（水）
・空欄はありませんか？ 封筒に入れる前にしっかり見直しましょう！
添削担当 家庭科 高本